

# 佐久穂町



## 「水循環・資源循環のみち2022」構想

令和4年度策定

佐久穂町は長野県の東部、南佐久郡の北部に位置し北は佐久市、西は茅野市、南は小海町と北相木村、東は群馬県南牧村と上野村に接しています。町の中央部を千曲川の清流が南北に貫流し、緑豊かな美しい自然に恵まれた中山間地域であります。また、平成30年に中部横断自動車道の延伸により2つのインターチェンジが町内に開通し、東京・長野・新潟方面への高速道路での移動が可能となり、産業や観光の分野においてさらなる交流が期待されています。



### 佐久穂町の基本方針



本町では近年、河川及び地下水の生活排水による水質汚濁について、その対策の必要性が深く認識されるようになってきました。このようなことから、生活排水を適切に処理するため、町民に対し生活排水対策等の必要について啓発を行うとともに、水質の改善を図り、快適で住みよい生活環境の実現を目指し、「水循環・資源循環のみち2022」構想を作成しました。

利用者【住民】の立場から見た指標

※指数の数字はR2→R9→R14→R34を表す

■暮らしの快適さと安全を表す評価項目

A: 快適生活率【統一指標】(84.8%→88.6%→91.4%→95.6%)

※指標の解説は第1章P5のとおり

①: 別荘地における汚水処理実施率(21.6%→27.0%→40.2%→60.1%)

【算定方法】別荘地における接続(浄化槽設置戸数)÷別荘全戸数×100

■環境への配慮を表す評価項目

B: 環境改善指数【統一指標】(64%→75%→97%→100%)

※指標の解説は第1章P5のとおり

②: 浄化槽法第11条に基づく検査受験率(53.2%→98.0%→99.0%→99.0%)

【算定方法】法定検査受験浄化槽基数÷設置浄化槽基数×100

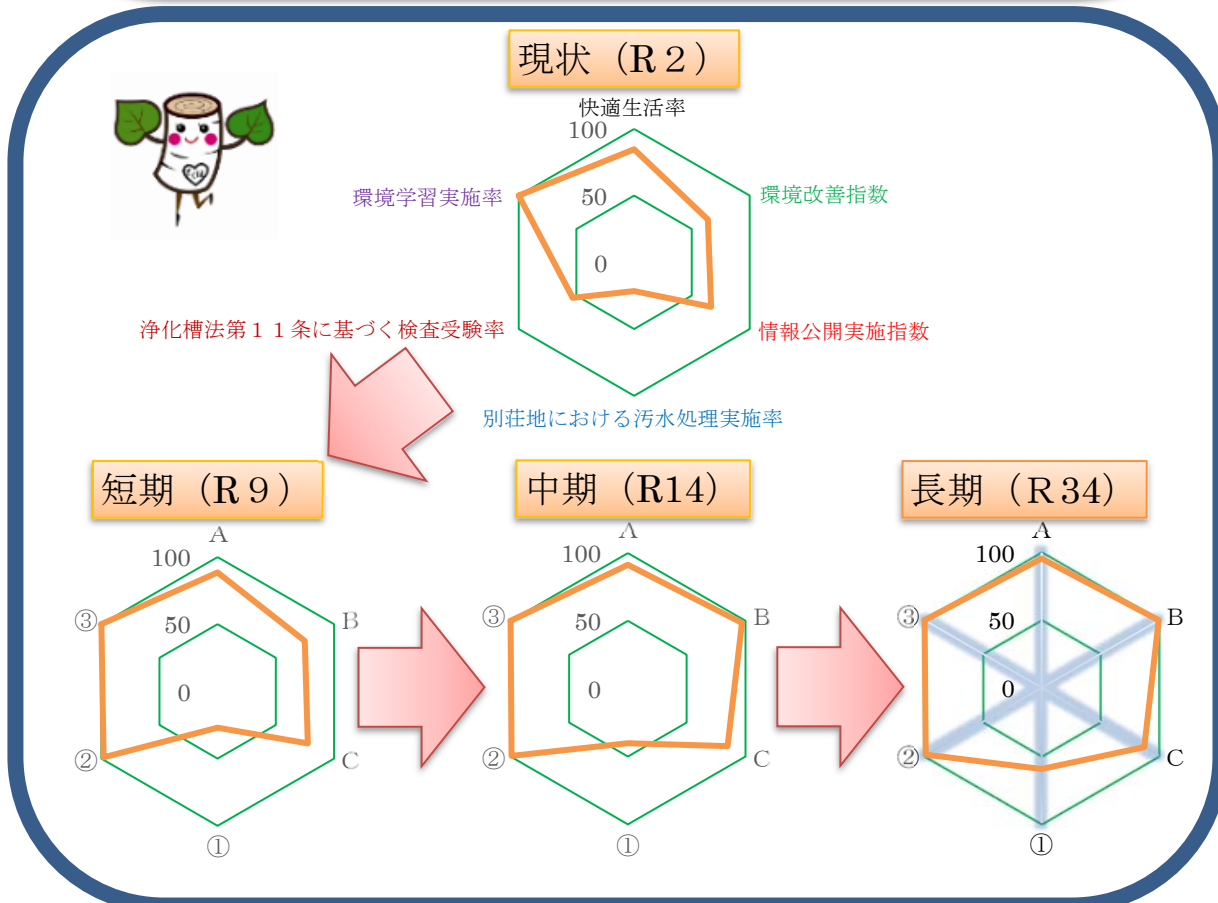
■生活との関連性を表す評価項目

C: 情報公開実施指数【統一指標】(66.7%→77.5%→84.8%→87.7%)

※指標の解説は第1章P5のとおり

③: 環境学習実施率(100%→100%→100%→100%)

【算定方法】処理場を見学した小学4年生の生徒数÷全小学4年生の生徒数×100



事業者【佐久穂町】の立場から見た指標

※指数の数字はR2→R9→R14→R34を表す

■事業の達成度を表す評価項目

D：汚水処理人口普及率【統一指標】（97.2%→97.5%→98.2%→99.1%）

※指標の解説は第1章P5のとおり

④：個別処理区域内の浄化槽普及率（70.7%→87.6%→91.2%→100%）

【算定方法】個別処理区域内における浄化槽設置済人口÷個別処理区域内人口×100

■環境への貢献を表す評価項目

E：バイオマス利活用指数【統一指標】（100%→100%→100%→100%）

※指標の解説は第1章P5のとおり

⑤：水質保全貢献率（80%→80%→80%→80%）

流入水質に対して、処理施設での除去された放流水の水質状況

【算定方法】 $(1 - \text{放流水BOD} \div \text{流入水BOD}) \times 100$

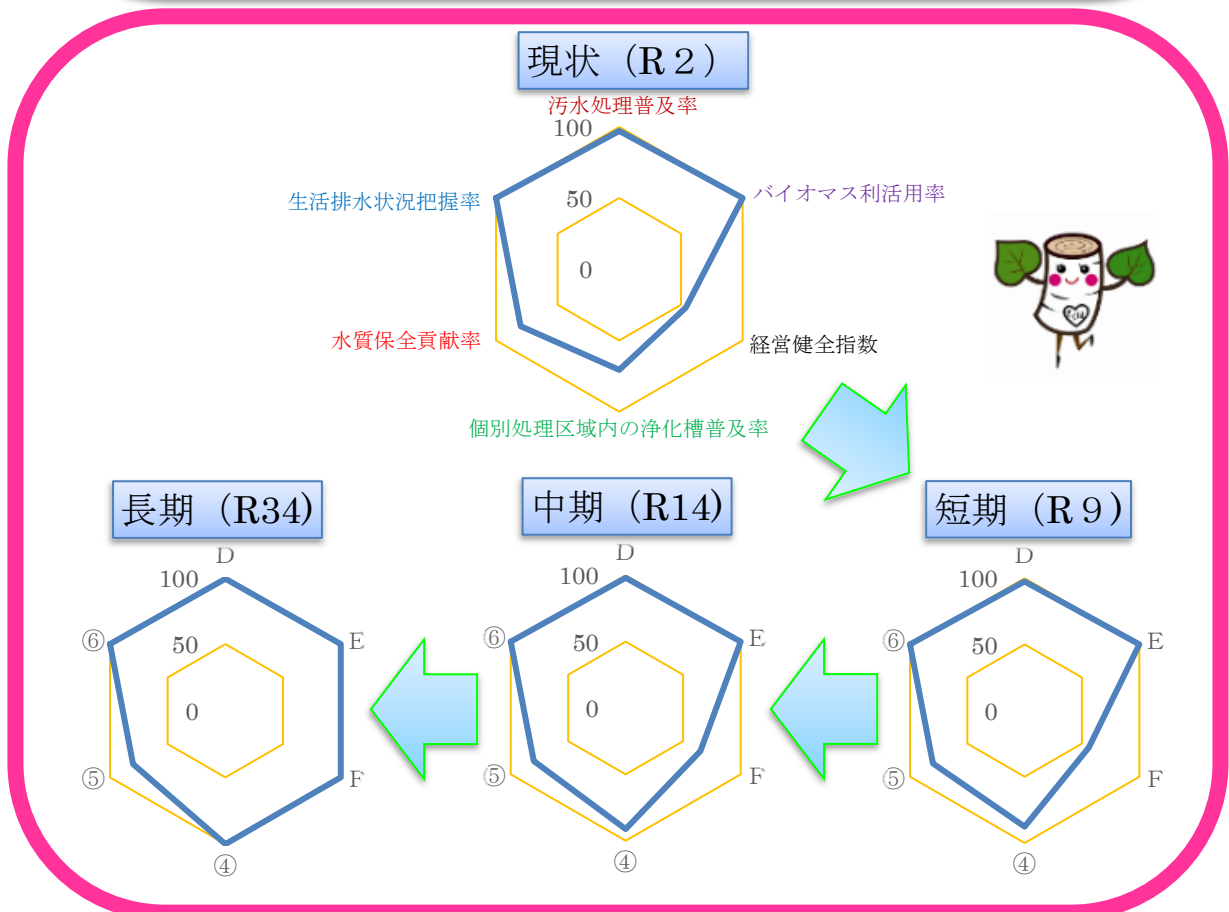
■経営改善の状況を表す評価項目

F：経営健全指数【統一指標】（54.0%→56.0%→65.0%→100%）

※指標の解説は第1章P5のとおり

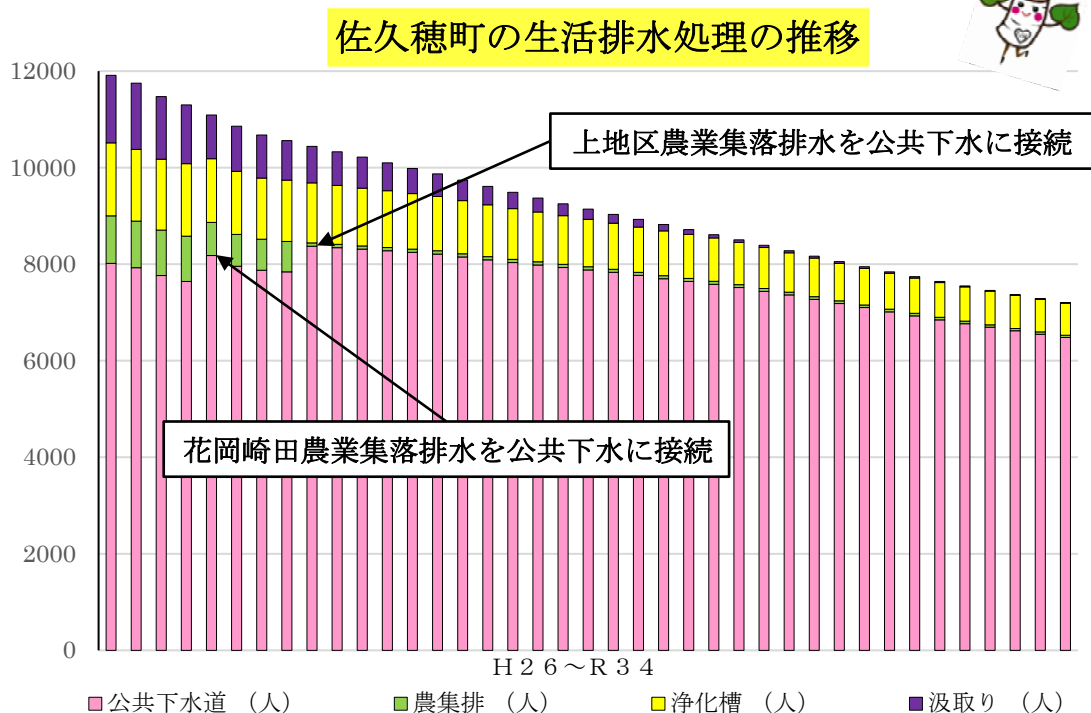
⑥：生活排水状況把握率（100%→100%→100%→100%）

【算定方法】生活排水の状況を個別に把握



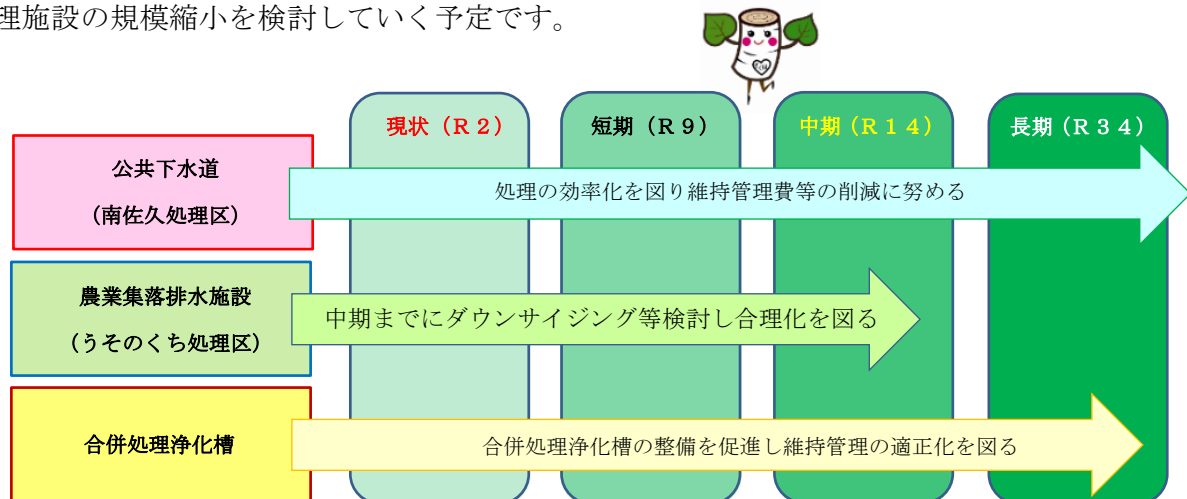
## 佐久穂町の将来人口と生活排水処理の推移

令和4年3月31日現在の人口は10,564人、世帯数は4,279戸です。少子高齢化と人口減少により1世帯あたりの人員は2.5人で核家族化が進行しています。生活排水対策は、公共下水道、農業集落排水事業の集合処理区域の整備、処理施設の統合は完了し、今後は、合併処理浄化槽整備を残すのみとなっております。人口減少や高齢化の進展など社会情勢の変化への対応が求められています。



## 今後のタイムスケジュール

現在、公共下水道接続し処理の効率化を進めておりますが、うそのくち区農業集落排水については、経費の観点から管路を公共下水道に接続することが困難なため、個別処理又は処理施設の規模縮小を検討していく予定です。



## 生活排水処理施設整備の基本方針

- ① 人口密集地域においては、公共下水道及び農業集落排水処理施設の特徴を活かし、適切な施設の配置により処理する。
- ② 集落の形態をなしておらず、分散して立地している家屋については、各戸または共同で合併処理浄化槽により処理する。
- ③ 単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活排水の処理を進めるため、合併処理浄化槽への転換の指導等を行う。
- ④ 今後行われる宅地開発については、開発の規模に応じて、適切な施設の整備を行う。

## 安心・安全のための取組

### 大規模地震等に備えた対策

- ① 地震被害想定や重要施設の耐震化を随時行っていきます。
- ② 地震対策へ向けた取組  
【短中期】避難所の合併処理浄化槽の整備、事業継続計画等を検討します。  
【中長期】被害想定の下、ソフト対策を含む総合的な対策を検討します。
- ③ 南佐久環境衛生組合でBCP（事業継続計画）に基づき災害時に敏速かつ適切に対応する体制を確保します。



# 佐久穂町

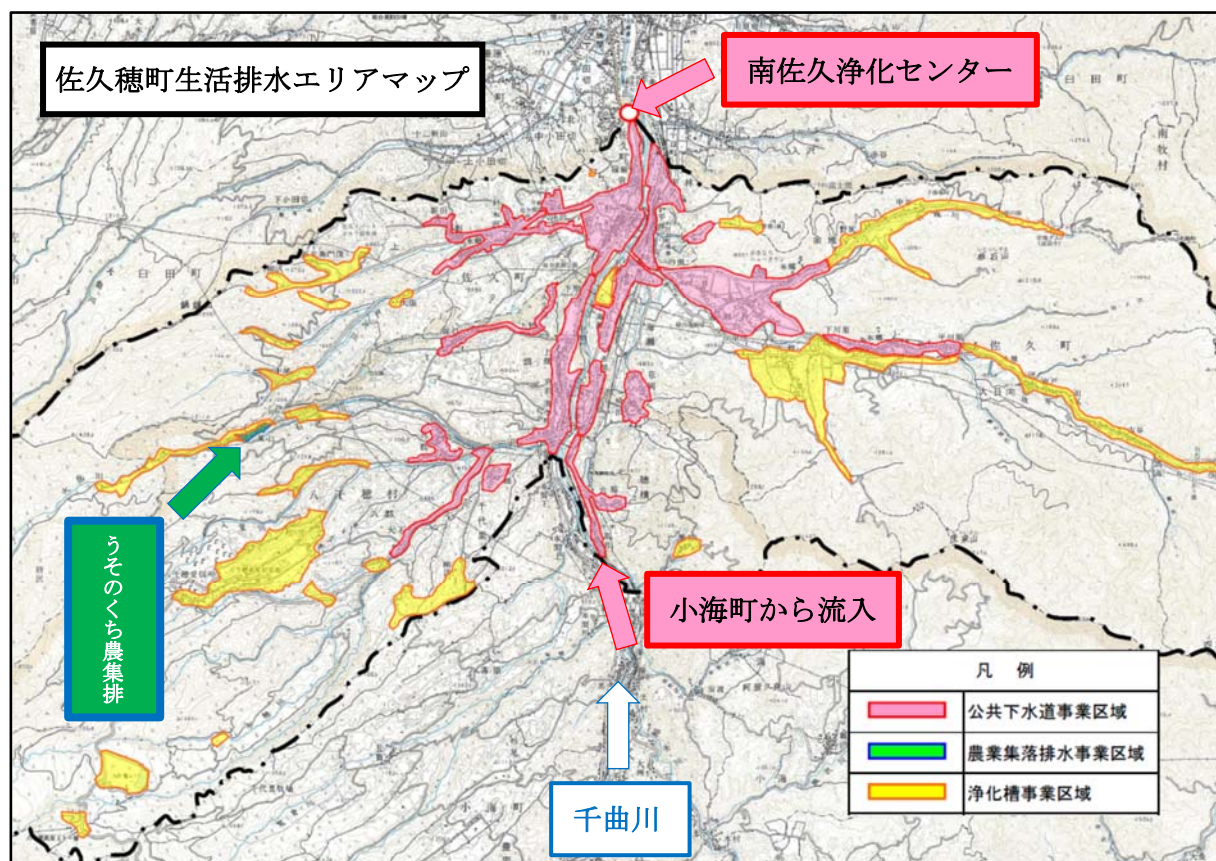
## 「生活排水エリアマップ2022」

令和4年度策定

### エリアマップでの取組方針

佐久穂町の生活排水施設整備は、平成17年度に汚水処理施設整備構想エリアマップを作成し、各処理区域を明確にした上で、まず農業集落排水事業に着手するとともに、その後、公共下水道事業（南佐久処理区）へも着手し整備を進めてきました。

これまでの取組により、公共下水道や農業集落排水処理区域の整備は終了しましたが、それ以外の区域での合併処理浄化槽の整備が残っているため、出来る限り早期に合併処理浄化槽を設置していけるよう進めてまいります。



# 佐久穂町

## 「バイオマス利活用プラン2022」

令和4年度策定



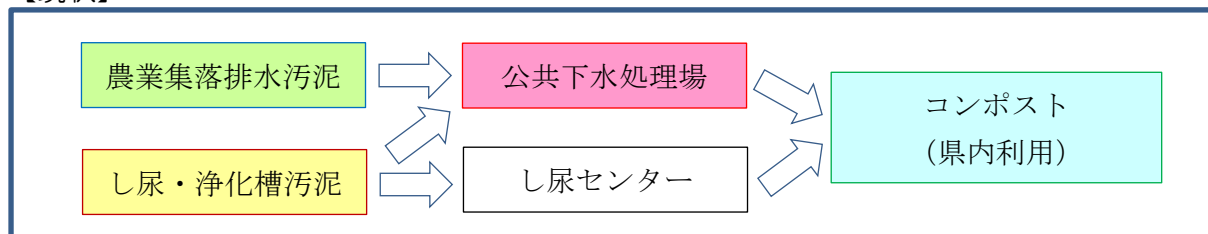
### バイオマスの現状と今後の方針

佐久穂町で発生する汚泥（農業集落排水処理施設）の収集、運搬については業者に委託しており町内で発生するし尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬については許可業者が行っています。また、本町のし尿及び浄化槽汚泥は、佐久平環境衛生組合に集められ、し尿処理施設での処理後バイオマス（生物資源）として再利用（肥料化）しています。

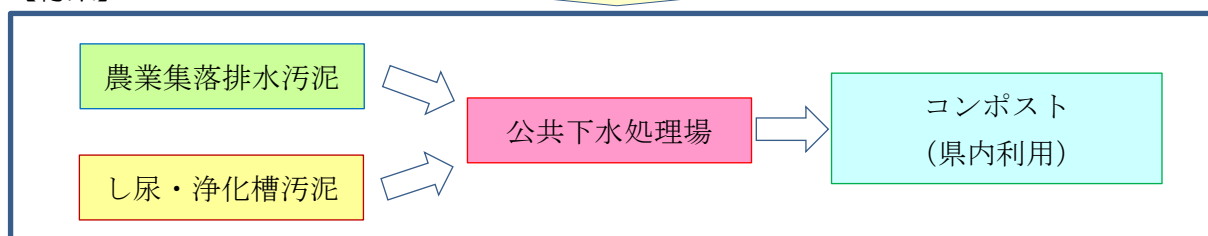
今後は、人口減少とともに流入量の減少、料金収入の減少が見込まれるため、管理コストの低減を図り合理化により処分経費の軽減策などを検討してまいります。



#### 【現状】



#### 【将来】



今後、生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施していくものとします。また、台所での対策等、身近にできる家庭対策についても周知を図ります。浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査の重要性を周知、検査報告を義務づけ、正常な浄化槽機能を維持するように努めます。

# 佐久穂町

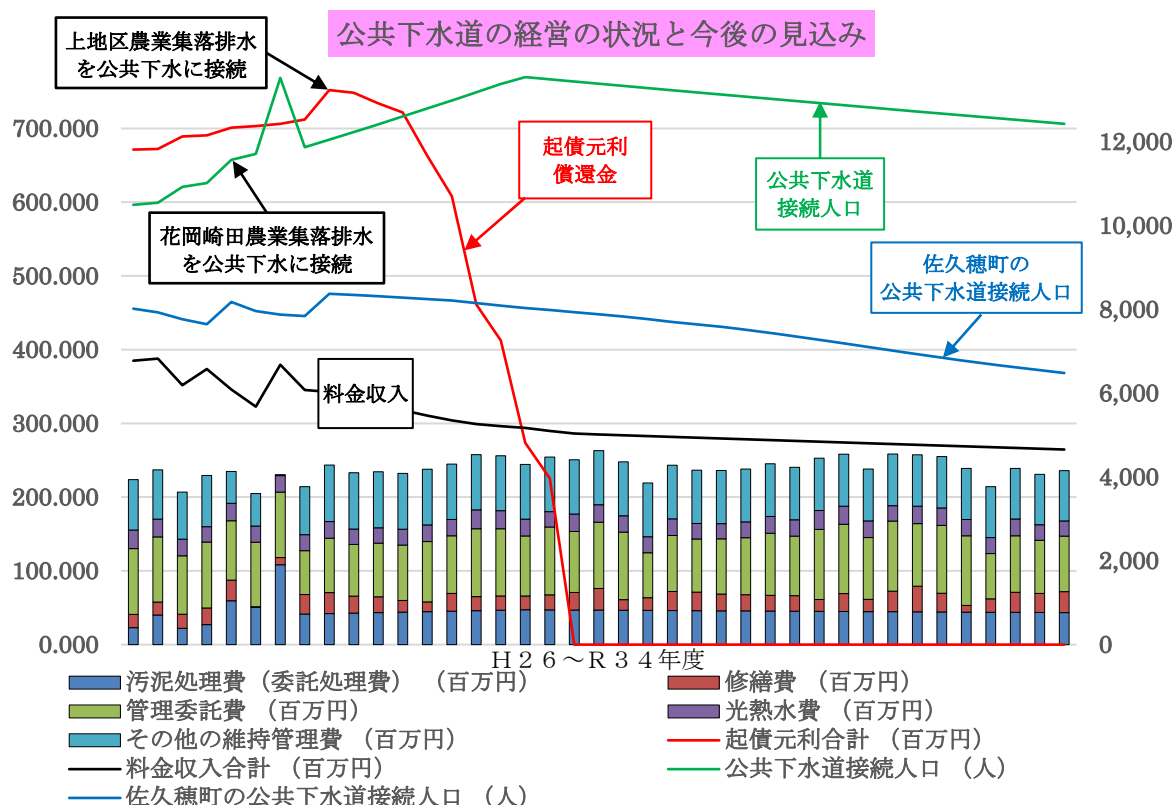
## 「経営プラン2022」

令和4年度策定

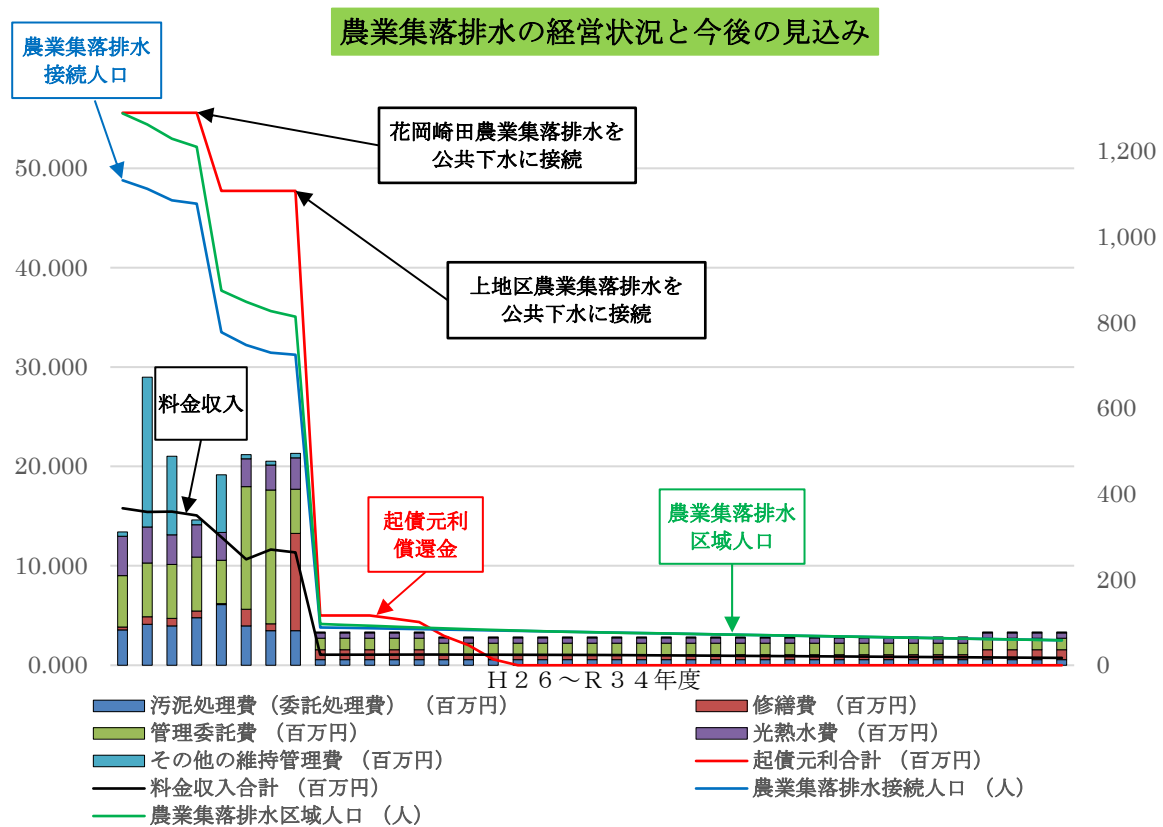
佐久穂町では平成7年に農業集落排水が供用開始して以来、公共下水道の整備を行い、現在公共下水道（南佐久処理区）を含め2処理区が供用開始済みとなっています。その経営状況は、使用料収入の他、一般会計からの繰入によって賄われています。このため、将来にわたって継続可能な経営を検討していく必要があります。2010年から50年先の状況まで見通した上で、経営計画を策定しました。

### 経営の状況と今後の見込み

- 経費回収率については減少傾向にあります。その理由として、処理施設の規模に対して十分な処理人口を得られないことが要因と考えられます。今後は污水处理費の削減について検討していく必要があると考えます。
- 維持管理の効率化や経費の削減を進めますが、将来的には施設の改築更新を迎えるにあたり、一般会計からの繰入による経営状況が続く予定です。







## 今後の管理経営について



### 管理経営状況の明確化

経営状況を公表し、町民の皆様には状況を確認していただきその上で持続的な生活排水対策について、検討してまいります。

### 経営基盤の強化

流入量等の減少により料金収入の減少が見込まれるため、処理経費の軽減策などの対策を行ってまいります。

### 少子高齢化への対応

今後は一段と少子高齢化が進行していきますが、安心して生活排水施設を利用できるよう、関係者が一丸となって対応してまいります。


# 佐久穂町

## 「現状把握と効果検証」

令和4年度策定

佐久穂町「水循環・資源循環のみち2015」構想の見直しに当たり、事業者が構想における現状把握と効果検証を行いました。その結果は次のとおりです。また、その結果を基に今回構想の見直しを行いました。

現状把握						効果検証結果	見直し方針
令和2年度末現在の各指標は次のとおりです。							
指標	目標	結果	指標	目標	結果	A指標は、わずかに目標値を下回っています。 B F 指数については目標を上回っています。 C 指標は、目標値を大きく下回っています。原因は広報による情報公開がなかったものと考えられます。 D 指標については計画どおりに整備が完了し、個別処理区域を残すのみとなっている。 E 指標についてはすでに、汚泥の有効利用が進んでいます。	A 指標は令和14年に90%を超えるように広報による啓発活動をしていきます。 B、C、D、E、F については計画どおりで進めていきます。
A 指標 (快適生活率)	84.9%	83.4%	①指標 (別在地における汚水処理実施率)	23.8%	21.6%		
B 指標 (環境改善指数)	67.0%	68.0%	②指標 (浄化槽法第11条に基づく検査受検率)	65.9%	53.2%		
C 指標 (情報公開実施指数)	74.2%	49.5%	③指標 (環境学習実施率)	100.0%	100.0%		
D 指標 (汚水処理人口普及率)	96.7%	100.0%	④指標 (個別処理区域内の浄化槽普及率)	73.2%	70.7%		
E 指標 (バイオマス利活用率)	100.0%	100.0%	⑤指標 (水質保全貢献率)	99.0%	80.0%		
F 指標 (経営健全指数)	83.0%	87.0%	⑥指標 (生活状況把握率)	77.5%	100.0%		



佐久穂町役場へのお問い合わせについては、こちらへお願いします

佐久穂町役場 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 番地  
TEL : 0267-86-2525 FAX : 0267-86-4935

